

# セツトバックへの市の対応は

## 質問

建築基準法による、建築に伴うセツトバックした土地について、セツトバックを指導する趣旨およびその目的は。

## 経済建設部長

趣旨については、建築基準法で、道路幅員が4m未満の場合、その中心から2mの線を道路の境界線とみなすところがあること。  
目的については、安全、防災、採光、衛生などの目的からセツトバックすることと

なっている。

## 質問

セツトバックした土地の利用制限はどのようなものがあるのか。

## 経済建設部長

建築基準法の道路内の建築制限において、道路内に突き出して建築し、または築造してはならないとあり、例えば塀などの構造物は建てることのできない。

## 質問

側溝や舗装の施工についての考え方は。

## 経済建設部長

道路として利用されている場合は、個人の所有であれば本人同意と地元総代からの要望により、予算の範囲内で施工を考える。

## 質問

セツトバックした土地の寄附要望はあったのか。また、どういった手続きをとり、どのような土地の状況であれば寄附採納を受けるのか。

## 経済建設部長

今まで、個人からの寄附採納はあった。条件が整えば、本人からの要望により寄附を受けている。

## 質問

セツトバックしている土地が、道路の状態で、穴が空いて事故が起きた場合の責任はどこがとるのか。

## 経済建設部長

事故などの責任は起こした当事者であると考えている。

## 質問

困領道路について、現在の解決状況および経費は。

## 経済建設部長

平成20年度から23年度末までの間に、22路線中5路線が解消済である。経費については、総額1279万1929円となっている。

## 質問

無償での寄附については、測量費ぐらい支援してもいいのでは。

## 経済建設部長

一般的に建て替えなどの場合、境界の測量を行っており資料の提供があれば、所有権移転については職員での対応も考えていく。



大島 一郎 議員

